ドレイ・ブル:世界政治における秩序の概念

解説

ここに訳出したのは、ヘドレイ・ブル (Hedley Bull) の主著 The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics (London: Macmillan, 1977) の第一章 "The Concept of Order in World Politics" である。

ら紹介しておきたい。
ち紹介しておきたい。
の代と仕事をごく簡単ながら、日本では一般にはほとんど知られていない。りでありながら、日本では一般にはほとんど知られていない。

高からしめたのは、一九六〇年、ロンドン・スクール・オが見える。原注2参照)。若き日のブルの名を一躍国際的に好んだ。オックスフォードでは、『法の概念』で知られるに学んだ。オックスフォードでは、『法の概念』で知られるに学んだ。オックスフォードでは、『法の概念』で知られるに対して、シドニー大学・オックフォード大学スウェールズ州出身で、シドニー大学・オックフォード大学スウェールズ州出身で、シドニー大学・オックファーニューサウブルは、一九三二年生まれ、オーストラリアのニューサウブルは、一九三二年生まれ、オーストラリアのニューサウ

横野 野 佐 訳 ames R. Rosenau eds., Contending Approaches to James R. Rosenau eds

(キャンベラ)の国際関係論教授となって故国オーストラリがブルはこれに応ぜず、一九六七年オーストラリア国立大学この間、英米のいくつかの大学が彼を迎えることを望んだ

Press, 1969] に再録されている)。

International Politics [Princeton, N. J.: Princeton University

反映されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学されていると思われる。 「大学を動中 で一年を過ごす機会があり、これが彼に南 北問題への認識を深めさせることになった。 でいないが、そのう ちの秩序と正義の関係を論じた部分や国際システムの将来を ちの秩序と正義の関係を論じた部分や国際システムの将来を もの秩序と正義の関係を論じた部分や国際システムの将来を はった。 で一年を過ごす機会があり、これが彼に南 は、インド滞在中の見聞や討論の経験が に、ブルはインドで一年を過ごす機会があり、これが彼に南 といると思われる。

一九七六年、オールソウルズ・カレッジのヴィジティング・フェロウとしてブルがオックスフォード大学に滞在中、グ・フェロウとしてブルがオックスフォード大学に滞在中、が急死した。バカンは、かつて「軍拡競争の管理」会議のが急死した。バカンは、かつて「軍拡競争の管理」会議の組織者として、ブルに報告者の役割を与えた人物であった。翌七七年、ブルはオーストラリア国立大学の職を辞し、バカンのこのポストを継ぐことになる。

ひとつで、レイモン・アロンの『諸国民間の戦争と平和』 この書は「二十世紀後半にこの分野で現われた第一級の書の 見解を体系的に詳述」(「序」)すべく刊行したのが、本編を 見解を体系的に詳述」(「序」)すべく刊行したのが、本編を 見解を体系的に詳述」をある。マイケル・ハワードは、 この一九七七年に、それまで個別論文の形で個々の論点に この一九七七年に、それまで個別論文の形で個々の論点に

> て出 Committee on the Theory of International Politics) のため 年に「国際政治理論に関するイギリス委員会」(The British 年、ブルはマーティン・ワイト (一九一三—一九七二) が晩 No.5 [September/October 1985], 202. ブルの経歴上の事 Memoriam: Hedley Bull 1932-1985, Survival, Vol. XXVII と並ぶものであろう」と述べている (Michael Howard, In [Leicester: Leicester University Press, 1978])° 六年) の新版を編んでいる (Martin Wight, Power Politics の残した原稿から、彼の『パワーポリティックス』(一九四 翌七八年には、カーステン・ホウルブラードと共に、ワイト [Leicester: Leicester University Press, 1977])。 れいは に執筆した国家システムに関する論文を編集し、序論を付し 実に関しては、この一文に依る所が大きい)。 版している (Martin Wight, Systems of また同じ七七

フィールド、マイケル・ハワード、ドナルド・マッキノンらい。主な参加者には、ワイトのほかに、ハーバート・バターた。主な参加者には、ワイトのほかに、ハーバート・バターた。主な参加者には、ワイトのほかに、米国グループに対応する英働きかけと同財団の支援により、米国グループに対応する英働きかけと同財団の支援により、米国グループに対応する英の研究グループとして設立されたのが、この委員会であった。主な参加者には、ワイトのほかに、ハーバート・バターフィールド、マイケル・ハワード、ドナルド・マッキノンらの研究グループとして設立されたのが、この委員会であった。主な参加者には、ワイトのほかに、ハーバート・バタートのよりに活動を開始した。

なっている (一三一頁以下参照)。 ることを彼に最初に教えてくれたのはワイトであったという の回想するところによると、 ができる。ブルは、これに二編の論文を寄せている)。ブル Investigations: Essays in the Theory of International Politics Herbert Butterfield and Martin Wight eds., Diplomatic ろうことは想像に難くない(この委員会での議論の一端は、 の議論が彼自身の見解の成長・成熟に強い刺激を与えたであ いての共通の見解があったわけではないとブルは述べている 原理に関心があることを自覚するようになったという(後掲 ものに、方法論的なものよりも哲学的なものに、政策よりも なものよりも歴史的なものに、科学的なものよりも規範的な 分野の研究者たちと関心を異にすること、自分たちは現代的 動が始まると間もなく、参加者たちは、 そして一九六七年以降はワイトが議長を務めた。委員会の活 ワイトの見解は本編中のブルの立論においても重要な礎石と (The Anarchical Society「序」)。テーマの親近性もあって、 [London: George Allen and Unwin, 1966] にうかがうこと (Wight, Systems of States への序論、一ページ)が、 一二ページ)。委員会メンバーの間で国際政治理論につ 国際関係論が独立の学問たりう 自分たちが米国の同 ここで

と、世界中から彼の下に集まった研究生のための惜しみないその後、オックスフォード大学教授としての行政上の責任

(とりわけ The Anarchical Society) に言及している。 に当のである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作としたものである。いくつかの論文は、明示的にブルの著作とりわけ The Anarchical Society) に言及している。

ブルもこれに加わった。当初はバターフィールドが

八四年夏、ブルは脊椎ガンに倒れた。既に病状は進んでおり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはっきり、翌八五年春までには、回復の見込みはないことがはった。

Coxford: Oxford University Press, forthcoming).

The Anarchical Society では、世界政治における秩序の本

世界秩序といった基本概念を説明しようとするものである。として、国家システムにおいて秩序はいかにして維持されているか。② 主権国家を構成単位とする今日における秩序とは何か。② 主権国家を構成単位とする今日における秩序とは何か。② 主権国家を構成単位とする今日として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家システム、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家社会(国際社会)、国際秩序、として、国家社会(国際社会)、国際秩序、といる。② 世界政治

以上の簡単な紹介からも明らかなように、この書は元来、世界政治における秩序の問題を正面から取り上げ周到な考察し、イギリスの諸大学では、学部レベルの読書リストに含められ、広く読まれているとのことである(K.J. Holsti, The Dividing Discipline: Hegemony and Diversity in International Theory [Boston: Allen & Unwin, 1985], pp. 84, 89)。

番号を付し、共に末尾に一括して掲げた。 本文中の []内は訳者が補った部分である。また原注

(一九九〇年一月八日)

世界政治における秩序の概念

世界政治における秩序の研究は、そもそも世界政治における秩序とは何かという間から始めなければならない。まず社会生活の秩序という言葉に私が一般的にいかなる意味を与えているかを示し、次に「多数の主権国家から構成されている」国家システムにおいてそれが何を意味するかを考えてみたた世界政治一般においてそれが何を意味するかを考えてみたた世界政治一般においてそれが何を意味するかを考えてみたい。

社会生活の秩序

多くのものの集まりに秩序があるということは、最も単純で最も一般的な意味においては、それらのものがあるパターンに従って互いに関係し合っているということであり、その関係は全くの偶然によるのではなく、そこにはある識別可能な原則が存在するということである。それゆえ、書棚に並んな原則が存在するということである。それゆえ、書棚に並んでいる本には秩序があるが、床の上の本の山には秩序はないことになる。

ンである。なぜなら、互いに武力紛争に明け暮れる人間や集般・整然たる。配、別、一般ではなく、特定の種類のパターる時、我々が思い浮かべているのは社会現象のパターン一る時、我々が思い浮かべているのは社会現象のパターンー

では、 は無秩序の例である。 と性格づけるべき状況だからである。主権国家は戦争状況・ と性格づけるべき状況だからである。主権国家は戦争状況・ と性格づけるべき状況だからである。主権国家は戦争状況・ と性格づけるべき状況がいるである。 と性格づけるべき状況がからである。 と性格づけるべき状況があるが、 とれば無秩序の例ではな ないる。 とれば無秩序の例である。

としてとらえている点で、 の定義は秩序をパターン一般ではなく特定の種類のパターン 次に見るように多くの問題を含んだ定義である。しかし、 彼の念頭にあったのは、この目的論的概念であった。これは、 分を、それぞれ最適の位置に置く巧みな配置」と定義した時、 うことである。アウグスティヌスが秩序を「矛盾しあう諸部 かなうように著者別にあるいは主題別に配列されているとい 山の本に秩序があるということは、単にそれらがきちんと並 る。このような目的論的ないし機能論的意味においては、沢 結果を産み出すパターン、 間集団に関するパターン一般・規則性一般ではなく、特定の ような社会生活の編成の仕方を生み出すパターンのことであ られているというだけではなく、選択という目的・機能に 人間が社会生活において求める秩序とは、 出発点として役に立つ。 そして目的や価値を強調している ある目標や価値の実現を促進する 人間諸個人や人

> 異なった一連の価値や目的にとって「巧み」で「最適」な 各々秩序を具現しているということもありうる。 に関しては無秩序でありうる。それゆえ、特定の一連の社会 ムも社会主義諸国の社会・政治システムも、それぞれにある 政治システムも、今日で言えば西側世界の社会・政治システ の違いがありうるし、争い合っている社会・政治システムが 的 仕 組 み が秩序を具現しているかどうかについては意見 立っていても、 の)が、一定の目的(特定の著者の本を捜す)に関して秩序 相対的概念たらざるをえない。あるものの配列 とであるのか。この目的論的意味における秩序は、必然的に ン・レジームの社会・政治システムも革命フランスの社会・ 矛盾しあう諸部分の配置」を具現している。 最適」といい「巧み」といっても、 アウグスティヌスの定義は、 別の目的(特定の主題についての本を捜す 直ちに疑問を呼び起こす。 それは何にとってのこ

の存在を認識しており、その達成を促進するようなの存在を認識しており、その達成を促進するようなが、あれこれの種類の社会生活の条件だからである。ほかにどが、あれこれの種類の社会生活の条件であるばかりでなく、が、あれこれの種類の社会生活の条件であるばかりでなく、が、あれこれの種類の社会生活の条件であるがいし第一次的では会生活一般が成立するための条件だからである。ほかにどれ会性を追求していようと、全ての社会は、こうした目標を違成するようなの存在を認識しており、その達成を促進するようなが、あれこれの手における秩序は、一

明らかにしておくに値する。全ての社会生活に見られるこの 社会生活におけるこうした基本的・第一次的・普遍的目標の という目標を追求する。社会生活の秩序という言葉に、私は 努める。第三に、全ての社会は、ものの占有が際限なき挑戦 死や身体への危害をもたらす暴力から何らかの手段で生命の るかを明らかにしてもくれる。 三つの基本的価値は、生命価値、信義価値、所有価値と呼ば 達成に寄与する人間活動のパターンという意味を与えたい。 にさらされることのないある程度安定した状態をつくり出す た約束の遵守、一旦交された合 安全を守ろうと努める。第二に、全ての社会は、一旦なされ れるはずであるし、また基本的目標という観念が何を意味す み内容あるものになると言うつもりもない。しかし、この二 羅したリストになっているなどと言うつもりはない。また れることもあるが、この三つで全ての社会に共通な目標を網 であるから、もう少し議論を続けて、さらにいくつかの点を つのものをあげることができよう。第一に、全ての社会は、 秩序」という用語は、この三つの目標との関係においての この定義は、以下に続く本研究全体にとって中心的なもの こうした基本的目標のいかなるリストにも確実に含ま みを備えている。そうした目標として、とりわけ三 意の履行を確保しようと

または一群の集団の間に、暴力からの安全への期待も、合意この三つの目標は全て基本的であると言える。一群の人々

およそこれを社会と呼ぶことはできないからである。これら れた条件次第である。人間がその物質的欲望において完全に 会が占有を安定させる必要をどの程度感じるかは、その置か もちろん、ヒュームやその他の人々が論じてきたように、社 と望むものも限られた量しか存在しないという仮定の下では 混合形態によるのかといったことは、ここでは問題ではな のかあるいは共同所有によるのか、はたまた両者のいかなる 有がある程度安定していない限り(これが私的所有による などということは考えられない。個人や集団による対象の占 あれ、人間相互の協力の円滑化をめざして合意が締結される 何らかの手段を頼りにしえない限り、人間はほかの目的に対 ある。他人による殺害や傷害の脅威に対して安全を保障する どんな目標も、それらの一定程度の実現を前提とするからで の目標はまた第一次的である。ある社会が設定するその他の の尊重への期待も、占有の安定への期待も存在しない 全に利他的であるとすれば、そうした安定化は不必要である 不可能であろう。それは丁度、 利己的であるとすれば、所有権ルールによる占有の安定化は いかなる類の安定的社会関係も想像することは困難である。 い)、人間というものが今のままであり、人間が占有したい どできはしない。締結された合意は履行されるだろうという してその実現に必要なエネルギーや注意力を傾注することな 一般的前提が成り立ちえない限り、いかなる分野においてで 人間が物質的欲望に関して完

それらを考慮に入れているように思われるからである。とれらを考慮に入れているように思われるからである。可様に、人間が占有したいと願うものが本いである。可様に、人間が欲するものの存在量にも限りがあるとは限りがあり、人間が欲するものの存在量にも限りがあるとは限りがあり、人間が欲するものの存在量にも限りがあるということを前提とすれば、そうしたものの占有を安定させよいうことを前提とすれば、そうしたものの占有を安定させよいうことを前提とすれば、所有権ルールは実効性を持ちえない。これのを考慮に入れているように思われるからである。とれらを考慮に入れているように思われるからである。とれらを考慮に入れているように思われるからである。

さらにもうひとつの点を明らかにしておきたい。社会生活の秩序を、以上のような基本的・第一次的目標の達成に寄与する人間活動のあるバターン、「矛盾しあう諸部分の(ある)目標に優先させるべきだと言おうとしているわけではない。目標に優先させるべきだと言おうとしているわけではない。目標に優先させるべきだと言おうとしているわけではない。目標に優先させるべきだと言おうとしているわけではない。目標の達成したからことを証明しようとしているわけでも全くない。確かに私は、これらの目標が何らかの方法で達成されない限り社会や社会生活の存在は語りえないと言い、他の目標の達成していると言った。しかし、これは、これらの目標と別の目標とが対立した場合、社会は常にこれらの目標を優先させ目標とが対立した場合、社会は常にこれらの目標を優先させているとか優先させるべきだとかいうことを意味するわけで

きでもないのである。

これこれの基本的・第一次的・普遍的目標の追求は万人に これらの目的の追求はとにもかくにも義務だなどと主張して 的に優先するとか優先すべきだと言っているわけではないし 然法理論の伝統は、今なお、本研究が扱っている諸問題への 生活の基本的・第一次的条件を取り扱おうとした。確かに自 採った立場が、 とって義務であり、その追求を奨励する行動ルールの拘束力 のような立場を奉じようとは思わない。彼らは、社会生活の いるわけでもない。とりわけ私は、自然法理論の提唱者たち ささかもないのである。 法的思考の中心教義そのものを復活させるつもりは私にはい 理論的洞察の最も豊かな源泉のひとつである。しかし、自然 るとは言えよう。自然法理論は、その時代なりの表現で社会 は万人にとって自明であると説いた。確かに、私がここで 私はここで、社会生活の基本的・第一次的目的は、他の目 一部、自然法理論の一経験的等価物」であ

もう一点明らかにしておかなければならないのは、私が定

秩序を創り出すために広く用いられほぼ遍く存在する手段で 有権ルールである。しかし、私は意図的にルールの観念を除 命令的行動原則との関係である。社会秩序は、行動ルール 義した意味での社会生活の秩序と、行動ルールすなわち一般 あるとみなす方がよいと考えているからである。 言ってルールなしでも存在しうると私が考えているからであ るか」で論じるような理由で、社会生活の秩序は、一般的に れは、第三章 [世界政治において秩序はいかにして維持され いた形で社会生活の秩序の定義を見出そうと努めてきた。そ る殺人や暴行を禁ずるルール、契約違反を禁ずるルール、所 に合致した行動バターンの創出に役立つのは、そこに存在す 暴力からの安全、合意の尊重、占有の安定という基本的目標 うこととは、きわめて密接に関連する。大抵の社会において にではないにせよ、なんらかのルールに従って行動するとい 定的に、法というルールへの服従と定義されることもある。 の服従という観点から定義されることがある。さらにより限 ルールは秩序そのものの定義に含めるより、人間社会に 社会生活の秩序と、人間が、必ずしも法というルール

部類の社会事象と別の部類の社会事象との因果関係を述べた行動原則という意味での法ではなくて、科学的法則、あるなければならない。すなわち、行動ルールないし一般命令的なければならない。すなわち、行動ルールないし一般命令的ここで定義した意味での社会生活の秩序と、もうひとつ別

きりと、秩序にかなった行動とは、予測可能な行動、 活の秩序と、社会における行動がそうした科学的法則に従う であっても、科学的法則に従っていることはありうるし、未 混同することになる。ここで言っている意味で無秩序な行動 果や社会秩序に価値ありとする理由と社会秩序そのものとを 性にかかわらせて定義することは、社会秩序のありうべき結 らである。 果として、 私の主張である)と言えば、少なくともそのひとつの理由 からばかりでなく、革命家の観点からでも同じだというの るのか(ほとんど普遍的にそうであり、保守主義者の観点 の予想の基礎となる。さらに、人間はなぜ秩序に価値を認め り、それが一般法則として定式化され、未来の行動について の結果として、規則的な行動パターンが認識されるようにな 的・第一次的目標の追求が一貫して奨励されることのひとつ の間には、確かに密接な関連がある。社会的共同生活の基本 動の予測の基礎となる科学的法則に人間の行動が従うことと 一度繰り返すが、ここで定義した意味での秩序と、未来の行 可能な法則に従った行動であると言われることもある。もう ち過去および現在のケースのみならず未来のケースにも適用 こととは関係があるのだと言われることがある。もっとはっ 般命題という意味での社会法則との関係である。 人間が、共同生活の基本的・第一次的目標への同調の結 人間行動の予測可能性が高まることを評価するか しかし、社会生活の秩序を科学的法則や予測可能

とを証明しているのである。無秩序な社会行動もまた科学的法則に従っていると言えるこ無秩序な社会行動もまた科学的法則に従っていると言えるこ本命に繰り返し現われる諸特徴を扱った理論的文献は全て、来の予測の基礎ともなりうるのである。多くの戦争・内乱・

国際秩序

国際秩序という言葉に、私は、国家社会 [諸国家から構国際秩序の概念の意味内容をより詳しく説明する前に、まず、国際秩序の概念の意味内容をより詳しく説明する前に、まず、国際秩序の概念の意味内容をより詳しく説明する前に、まず、国際秩序という言葉に、私は、国家社会 [諸国家から構成されている社会] すなわち国際社会の基本的・第一次的成されている社会 [諸国家から構

びうるものを主張する。これは外部の権威に対する至上権で を主張する独立した政治的共同体の存在である。国家は する。これは、その領域内部および住民内部の他の全ての権 内的にも対外的にも、 レベルで存在していると言える。一方で各国家は全て、 に対する至上権を意味する。他方、 国際関係の出発点は、 この領域と住民に関し、 地表面の特定の部分と人類の特定の部分に関して主権 外部の権威からの独立を意味する。国家の主権は 規範レベルと事実レベルという二つ 諸国家、 対内主権と呼びうるものを主張 すなわちそれぞれに政府を 国家は、対外主権と呼 力

国家とは言えない。

国家とは言えない。

国家とは言えない。

国家とは言えない。

国家とは言えない。

国家とは言えない。

は、こうした意味での独立した政治的共同体すなわち国家には、 こうした意味での独立した政治的共同体すなわち国家には、 こうした意味での独立した政治的共同体すなわち国家には、 に基づいて政府が組織されていた国家 も含まれる。そしてもちろん、フランス革命以後のヨーロッパにおいて支配的であるような、人民的・国民的正当性原理に基づいて政府が組織されていた国家 に基づいて政府が組織されている国家も含まれる。単一民族に基づいて政府が組織されている国家も含まれる。単一民族に基づいて政府が組織されている国家はかりでなく、一九世紀ヨーロッパの海洋帝国のような、領域があちこちに散らばっている国家も含まれる。

暗黒時代のゲルマン諸族は、いくつかの独立した政治的共同には、こうした意味での国家ではないものもあった。例えば、しかし、歴史上現われた多種多様な独立した政治的共同体

にあることになる。「国際関係」という語によって、民族かった。これらの団体は、「国際関係」の場外をは、「国際関係」の場合は、何ら見られな 殊ケースとして扱うような、より広いパワー間関係の理論に アニアの各地には、ヨーロッパ人の侵入以前に、リニィジの によって神聖ローマ皇帝から独立しておらず、対外主権も有 国家ではなかった。それらは、その領域内部および住民内部 とはなかった。中世西方キリスト教世界の諸王国や諸公国は は主張したものの、特定の領域に対する至上権を主張するこ 体を形成していたが、その支配者たちは住民に対する至上権 うな独立した政治的共同体間の関係は、国家間関係をその特 絆や親族の絆によって結びついた独立した政治的共同体が存 していなかったのである。アフリカ・オーストラリア・オセ 権を有していなかったのである。そして同時に、教皇や場合 は含まれるかも知れないが、厳密な意味における「国際関 味における国家間の関係を意味する限りは、である。このよ 間の関係ではなく、(一般にそうしているように)厳密な意 他の権威に対する至上の存在というわけではなく、対内主 の領域には入らないのである。

合い、それぞれが少なくともある程度までひとつの全体の部に十分に接触を保ち、相互の意思決定に十分に影響を及ぼしなわち国際システム)というものは、二つ以上の国家が相互国家システム [諸国家から構成されているシステム] (す

分として振舞うようになった時に形成される。もちろん、二つ以上の国家がこの意味での単一の国際システムを形成しないまま併存しているということはありうる。例えば、コロンブスの航海以前に南北アメリカに存在していた諸政治的共同体と、ヨーロッパに存在していた諸政治的共同体と、ヨーロッパに存在していた諸政治的共同体とは、単一の国際システムを形成しなで前四八一年頃から同二二一年まで)の中国に存在していた諸政治的共同体と同時代のギリシアや地中海に存在していた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成してていた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成してていた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成してていた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成してていた諸政治的共同体も、ひとつの国際システムを形成して

しかし、諸国家相互の接触が規則的なものになり、加えてしかし、諸国家相互の接触が規則的なものになり、加えている。本パールとボリゼアは、隣国同士であったり、同一対象の獲得をある。二つの国家が隣国同士であったり、同一対象の獲得をある。二つの国家が隣国同士であったり、同一対象の獲得をある。二つの国家が隣国同士であったり、同一対象の獲得をある。本パールとボリゼアは、隣国同士でもなく、競争相手でもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることもある。ネパールとボリゼアは、隣国同士でもなく、競争相手でもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることがでもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることが、それでもない、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることがでもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることがでもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることがでもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることがでもなく、(おそらくは共に国際連合の加盟国であることが、それでもないが、とれば、対象のであることが、対象のであることが、対象の対象のである。

戦争に巻き込まれる可能性がある」ということだけで十分で 同体が「相互に規則的な関係を維持しており、いずれも全面 レイモン・アロンの国際システムの定義が示唆しているよう わずかに一、二の領域においてのみ存在することもありうる。 社会的活動の全領域にわたって存在することもありうるし、 いう形をとることもありうるし、さらに互いの目的に関して 通じて、 あるのかも知れない。 互作用は、 中立ないし無関心という形をとることさえありうる。その相 互作用は協力という形をとることもありうるし、 相互作用をもって定義されるわけであるが、その国家間の相 両国は、 国際システムの条件については、当の独立した政治的共 互いに影響しあっている。国際システムは国家間の それぞれが参加している国家間の結びつきの連鎖を 今日見られるように、 政治的·戦略的·経済的· また紛争と

リフ国と周辺弱小諸国、あるいは中華帝国と進賃諸国との関めたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システム」と名付けたもあたって、彼自身が「国際的国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにマーティン・ワイトは、多種の国家システムを分類するにないます。

ここで展開しているアプローチからすれば、ワイトが「国際的国家システム」と呼んでいるもののみが国家システム」を構成している複数の独立政治団体間にあっては、ただ一国を構成している複数の独立政治団体間にあっては、ただ一国を構成している複数の独立政治団体間にあっては、ただ一国を構成している複数の独立政治団体間にあっては、ただ一国の以上の主権国家の存在という国家システム成立の根本条件のひとつが成り立たないのである。

者は複数の国家システムから構成されており、複数の宗主国である。前者が複数の国家から構成されているのに対し、後国家システム」と「第二次的国家システム」との間のそれマーティン・ワイトが行なった第二の区別は、「第一次的

国家を含んでおり、 システムを成しているものだけに関心を限定するならば、 みられる時であろう。しかし、ここでのように、厳密に国家 ほぼ完全に未知のままに留まっている領域の探究がいつか試 ロニアの関係をあげている。この区別の有用性が明らかにな の関係、 キリスト教世界・西方キリスト教世界・アッバス朝カリフ国 次的国家システム」の例として、彼は、 システムから構成されていることもしばしばである。「第二 そうであったように、国家を含んでいないのであれば、そう とつの「第一次的国家システム」を形成していることにな 互作用とが存在していれば、それらの諸国家は全体としてひ るとしても、およそ国家システムではありえない。したがっ したシステムは、世界政治理論にとっては興味あるものであ 区別はさして役立つものではない。「第二次的国家システ 我々の現在のアプローチの下では、「第一次的国家シス を構成している各々のシステムが自らのうちに多数の 世界全体の政治構造の一般史的分析という、今の所 アマルナ時代におけるエジプト・ヒッタイト・バ 問題のシステムが、例えば西方キリスト教世界が そのあれこれの国家間に十分な接触と相 中世における東方 Y

ランの著述の影響である。カプランのこの用語の使い方はこの間で流行語になっている。これは主に、モートン・A・カプ「国際システム」という用語は、近年、国際関係論研究者テム」にだけ注意を払えばよいのである。

布置連関を指すために使っているに過ぎない。 を説明し予測しようと試みている点であり、とりわけ、国際 を説明し予測しようと試みている点であり、とりわけ、国際 システムを「行為システム」のひとつの特殊な種類とみな すことによってそうした説明と予測を行なおうと試みている 点である。我々はここでは、この手のことは何ら意図してい ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 本である。我々はここでは、この手のことは何ら意図している ない。システムという用語は、特定の種類とみな すことによってそうした説明と予測を行なおうと試みている 本である。我々はここでは、この手のことは何ら意図している ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 本である。我々はここでは、この手のことは何ら意図している ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 ない。システムという用語は、特定の種類の国際行動 ない。システムという用語は、特定の種類の国際的 ない。システムという用語は、特定の種類の国際的 ない。システムという用語は、特定の種類の国際的

ドルフのようである。彼の論文「諸国家から成るシステムに かなくてはならない。この語を最初に使ったのはプーフェン のむしろ相異なる意味を担ってきた、ということは知ってお 持っており、現在の意味を持つようになるまでにはいくつか しかしながら、「国家システム」という用語は永い歴史を のに使われるようになったが、この用語が広く通用するよう 家によって、ひとつの全体としてのヨーロッパ諸国家を指す 一八世紀までには、 に結合して単一体をなしていた。「システム」という用語は ドイツ諸国家に見られるように、主権国家でありながら同時 いたのである。それら諸国家は、ウェストファリア講和後の のシステム内部のいくつかの特定の国家集団について論じて のヨーロッパ国家システムに言及していたわけではなく、そ された。しかし、プーフェンドルフは、ひとつの全体として ついて」(De systematibus civitatum) は一六七五年に出版 ルソーやネッテルプラットのような著述

い」という注を付している。いてであった。その訳者は、この語は「厳密には英語ではないてであった。 現われたのは、一八三四年に出版されたこの著作の翻訳にお Kolomien) であり、その初版は一八〇九年に刊行された。 Geschichte des europäischen Staatensystems und 代に、これらの著述家たちは国家システムというものが存在 らは、国家システムの分析家であったばかりでなく、その擁 それが維持するに価するのかを明らかにしようと努めた。彼 しているということに人々の目を向けさせようと努め、 になったのは、ナポレオン時代の著述家、ゲンツ、アンショ ステムとその植民地の歴史ハンドブック』(Handbuch den 最も重要なのは、A・H・L・ヘーレンの「ヨーロッパ国家シ 護者であり、唱導者であったのである。彼らの著作のうちで が国家システムの破壊と世界帝国樹立の恐れを感じさせた時 ン、ヘーレンらに依る所が大きい。フランスのパワーの伸長 国家システム」 (states system) という用語が英語に初めて seiner

に似通っていて、利害の相互性によって結びつけられている、に似通っていて、利害の相互性によって結びつけられている、の定義とした一群の変数相互間の因果関係なるものよム」の定義とした一群の変数相互間の因果関係なるものよいの定義とした一群の変数相互間の因果関係なるものよいの定義とした一群の変数相互間の因果関係なるものよいを言いては、国家システムとは、ここで定義したへーレンにとっては、国家システムとは、ここで定義したへーレンにとっては、国家システムとは、ここで定義したのは通っていて、利害の相互性によって結びつけられている、

本的に異なっており、むしろ私がここで国際社会と名づける本的に異なっており、むしまったのであった。別の言い方をすれば、隣接した数カ国の連合」なのであった。別の言い方をすれば、本の数のところへーレンは、このシステムを維持するように行動しようと破壊を許容するように行動しようと自由だからである。ギリシアの都市国家システムがマケドニアによって破壊され、アレクサンドロスの帝国を継承したヘレニズム国家システムが後に今度はローマによって破壊されたのは、その初版および第二版への「序言」に見られるように、ナポレオンは既にヨーロッパ国家システムを破壊してしまったのであり自分はその墓碑銘を書いているのだと考えていたのであった。そうした国家システムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは根ムの概念は、本研究で国際システムと呼んでいるものとは、対している。

ているとすれば(どの程度までそうであるかは次章 [世界政大通のルールに縛られていると考えるようになり、かつ共通共通のルールに縛られていると考えるようになり、かつ共通共通のルールに縛られていると考えるようになり、かつ共通共通の一間の国家が、自分たちは相互の関係において一群のするに至った時、成立する。今日の国家が国際社会を形成の制度の運営に参加するようになるという意味で社会を形成の制度の運営に参加するとすれば(どの程度までそうであるかは次章 [世界政大師会員] (すなわち国国家社会 [諸国家から構成されている社会] (すなわち国国家社会 [諸国家から構成されている社会] (すなわち国

ものに近い。

治に秩序は存在するか」の主題である)、それは、各国家が力して運営している。同時に、各国家は様々な形態の制度を協力して運営している。同時に、各国家は様々な形態の制度を協力して運営している。国際法手続、外交機構と一般的国際組織、戦争の慣習法といったものがそれである。

なったのは、そしてお互いが同じ一群のルールに従い、協力 列強の側も、 形で相当の相互作用をしていながら、 となったのは、 の一部を成していながら、 国・日本・朝鮮・シャムは、ヨーロッパ優位の国際システム ることもない、ということがありうる。例えば、トルコ・中 ルに縛られているとも考えず、協力して共通の制度を運営す 共通の利害や価値を意識せず、 国際システムの方は国際社会を形成することなく存在するこ し相互作用し互いの計算の不可欠の要素になっていながら、 この意味における国際社会は国際システムを前提とするが ヨーロッパ列強と接触し、戦争および交易という 別の言い方をすれば、二つ以上の国家が、 互いの間で共通の利害と価値を認識するように もっと後のことであった。すなわち、 ヨーロッパ優位の国際社会の 自分たちが一群の共通のルー 彼らの側もヨーロッパ それら 接触 一部

> ける完全に平等な権利を獲得することはなかった。 くは一九二三年のローザンヌ条約に至るまで、国際社会にお 社会の構成員として受け入れられてはいなかったし、おそら るという考え方は、双方の側において明確に否定されていた。 として参加してきた。しかし、この関係の初めの三世紀の間 もっと後のことなのであった。「オスマン・」トルコは、 して共通の制度を運営していると考えるようになったのは しないと考えていた。トルコは、クリミア戦争を終結させた 運営していた共通の制度のようなものは互いの間に何ら存在 ていたし、ヨーロッパ列強を結びつけ、かつ列強が協力して 双方とも、お互いが締結した協定は拘束力を持たないと考え ヨーロッパ列強とトルコが何らかの利害や価値を共有して ムの一部を形成し、様々な戦争や同盟にそのシステムの一員 一八五六年のパリ条約に至るまで、ヨーロッパ諸国から国際 六世紀におけるその出現以来、 ヨーロッパ優位の国際システ

あった。しかし、ベルシアは、いくつかの理由でギリシア人を小で単一の国際システムの一部を形成してはいたものの、が、そして程度は減ずるがカルタゴも)、ギリシア都市国家は(そして程度は減ずるがカルタゴも)、ギリシア都市国家は(そして程度は減ずるがカルタゴも)、ギリシア都市国家と相互作用関係にあり、ギリシア都市国家に結束を固めさせと相互作用関係にあり、ギリシア都市国家に結束を固める。しかし、ベルシアとカルタゴは、古代ギリシア都市国家とあった。しかし、ベルシアとカルタゴは、古代ギリシア都市国家とあった。しかし、ベルシアとカルタゴは、古代ギリシア都市国家とあった。しかし、ベルシアは、いくつかの理由でギリシア人と対象が、

の制度にも参加していなかった。 ペルシアは、ギリシアの制度にも参加していなかった。 ペルシアは、ギリシア人の共通価値を分かち持ってはいなかった。 ギリシアの各都市国家に互いの紛争を制限することを要求するルーアの各都市国家に互いの紛争を制限することを要求するルールにも従わなかった。 ギリシア諸国家間の制度的協力がなされた 隣 保護 保護 に参加しておらず外地代表人という外交上れた 隣 保護 に参加していなかった。 ペルシアは、ギリシアの制度にも参加していなかった。

ある制度の存続に利害関係を有しているにもかかわらず、そ だという感覚がないということもある。また、関係当事者が 行なわれるべきかを規定するルールというものが存在するの 見通しが立たないということもある。相互作用はどのように 覚がないため、そうした交換に実質が伴わずまたその永続の 場合においても、 テムの参加者でありながら単一の国際社会の構成員ではない テスやピサロのアステカやインカの王との交渉、ジョージー の証拠とはならない。コミュニケーションが成立し、使節が かし、こうした形の相互作用は、それだけでは国際社会存在 てだけでなく、戦争・平和・同盟に関してもそうである。 が交換され、協定が締結されることはありうる。貿易に関し 制度に関して協力しようとしないということもある。 ッパ諸国家との出会いのように、諸国家が単一の国際シス 一六世紀から一九世紀末までのヨーロッパ諸国家と非ヨー 協定が締結されていても、 コミュニケーションがもたれ、使者・使節 共通の利害や価値の感 コル

念を共有することなしに行なわれたのであった。
は構成員として同等の権利と義務を有する国際社会という概の代表とマオリの族長たちやソコトのスルタンやブガンダのの代表とマオリの族長たちやソコトのスルタンやブガンダの世によるマカートニー卿の北京への派遣、ヴィクトリア女王

こうした国際社会固有の特徴が、ある特定の国際システムに存在しているか否かを判断することは、必ずしも容易ではに存在しているか否かを判断することは、必ずしも容易ではない。明らかに国際社会でもある国際システムと明らかに国際社会ではない国際システムとの間に、共通利害の感覚が一時的に存在し、しかも未発達な段階にあるという場合があるし、知覚された共通のルールが曖昧かつ不完全で、ルールのし、知覚された共通のルールが曖昧かつ不完全で、ルールのと、知覚された共通のルールが曖昧かつ不完全で、ルールのと、知覚された共通のルールが曖昧かつ不完全で、ルールの合もある。近代国際社会について、「それはいつ始まったが」といった間を立ててみると、たちまち境界線の解明という難問に巻き込を立ててみると、たちまち境界線の解明という難問に巻き込まれてしまう。

た国際システム。戦国時代の中国の国際システム。古代インローマによる征服に至る間にヘレニズム諸王国が形成していシアの都市国家システム。アレクサンドロス帝国の解体からあった。その主要な実例は次のようなものである。古代ギリあった。

世界的規模に達している近代国家システム。ドの国家システム。そしてヨーロッパにおいて成立し今日全

明を何ら有していないという主張について考えてみたい(第 ヨーロッパ国際社会と違って、そうした共通の文化ないし文 題は後でもう一度取り上げ、二〇世紀の全地球的国際社会は 利害の感覚を共通価値の感覚で補強し、諸国家が共通のルー みやすくなるであろう。他方では、そうした諸要素は、共通 より親密に相手を意識し理解するようになるため、 営が容易になると想定できよう。 文明の諸要素が存在する場合には、 たということである。共通の言語、 は少なくとも共通の文明のいくつかの要素の上に築かれてい 通の文化ないし文明の上に築かれていたということ、 伝統などがそれである。国際社会の基礎にそのような共通の 一三章 [国家システムの改革?] 参照)。 これら歴史上の国際社会の共通の特徴は、それらは全て共 や共通の制度を受け入れるのを促進するであろう。この問 ールの定義が行なわれやすくなり、共通の制度の進化も進 六・一七世紀のキリスト教国際社会や一八・一九世紀の 共通の宗教、共通の倫理規範、 国家相互のコミュニケーションがより容易になり、 一方では、そうした要素に 共通の世界認識・世界理 二つの点で国際社会の運 共通の美的ないし芸術的 共通の あるい

以上で我々は、国家の概念、国家システムの概念、国家社

体としての役割が想い起こされる)といった「超一国家」 うとも、自らが世界政治の主要行為であり世界政治における 標の達成に寄与する国際活動のパターンないし配置であると 味しているのは、国家社会の基本的・第一次的・普遍的諸目 ち返ることができよう。すなわち、 会の概念を彫琢し終えたので、今やこの節の初めの命題に立 としての国家の地位が脅かされたのである。一六・一七世紀 体からもやってきた。世界政治における主要行為主体として 国家が、国家システム・国家社会を破壊し世界帝国を樹立す フランス、ナポレオンのフランス、ヒトラー・ドイツ、そし やって来ることもあった。ハプスブルク帝国、ルイ一四世の きた。国家社会の存続への挑戦が、特定の支配的国家から に普遍的政治組織の一般的形態であり続けられるよう努めて している。国家社会は、事実の上でも法の上でも自らが確宝 権利・義務の主たる担い手であると信じる点においては一致 標がある。近代国家は、相互の間でほかにどんな対立があろ いう命題にである。では、そうした目標とはいかなるものか における教皇や神聖ローマ皇帝、二○世紀における国際連合 の国家の地位、世界政治における権利・義務の主たる担い手 ることがありうるように思われた。挑戦は国家以外の行為主 ておそらくは一九四五年以降のアメリカ。こうした支配的な 特に一九六〇一六一年のコンゴ危機における武力行動の主 第一に、国家システム・国家社会そのものの保存という目 国際秩序という言葉が意

動がその主要な実例である。

動がその主要な実例である。

動がその主要な実例である。

動がその主要な実例である。

「国家より下位の」行為主体的行為主体が、そうした脅威を与えている。特定の国家の内類連帯行動が生み出した革命的人類連帯行動および反革命・ロシア革命が生み出した革命的人類連帯行動および反革命的人類連帯行動がその主要な実例である。

第二に、個々の国家の独立の維持あるいは対外主権の維持 を有するということの承認である。 という目標がある。それぞれの国家が何を得ようとして国家 という目標がある。それぞれの国家が何を得ようとして国家 という目標がある。それぞれの国家が何を得ようとして国家 という目標がある。この承認に対して支払うべき する最高管轄権の承認である。この承認に対して支払うべき する最高管轄権の承認である。この承認に対して支払うべき する最高管轄権の承認である。この承認に対して支払うべき する最高管轄権の承認である。

講和から一八一五年のウィーン会議までの間に、大国は「補講和から一八一五年のウィーン会議までの間に、大国は「補がしばしばあった。例えば、一六四八年のウェストファリアがって、国際社会が個々の国家の独立の消滅を許容することもって任じている(第九章 [大国と国際秩序]参照)。したもって任じている(第九章 [大国と国際秩序]参照)。したもって任じている(第九章 [大国と国際秩序]参照)。したもって任じている(第九章 [大国と国際秩序]参照)。したもって任じている(第九章 [大国を越的役割を果たすという国際社会の形成において、大国は「補講和から一八一五年のウィーン会議までの間に、大国は「補講和から一八一五年のウィーン会議までの間に、大国は「補助などのの一般を表現して、大国は「補助などのの一般を表現して、大国は「補助などの一人」を表現して、大国は「補助などの一人」を表現して、大国は「補助などの一人」を表現して、大国は「補助などの一人」という。

である。

においては戦争がないという意味での平和、それが破られる それを奨励することさえある。少なくとも、 家システム全体の維持に従属するものと見なし、 言っているのは、むしろ、国際社会の構成国間に通常の状態 が何らかの仕方で真剣に追求してきたとは言えない。ここで う目標を意味するものではない。そうした目標を、国家社会 和理論の構築者が夢見てきた、そして現実の歴史的経験にお 守護者をもって任じている大国の立場はそうしたものである。 償」原理とか た諸原則に従ってのみであるというような平和の維持のこと のはただ特殊な状況の下でのみそして一般的に受け入れられ いては実現することのなかった、普遍的恒久平和の樹立とい や独立に制限を加えることを許容する場合もあるし、 や緩衝国家創設協定、中立国家創設協定によって小国の主権 に減少させた。同様に、国際社会は、特定の国家の独立を国 て小国を分割・併合し、 第三に、平和という目標がある。これは、平和主義者や平 「バランス・オブ・パワー」原理の名にお ヨーロッパにおける国家の数を着実 自ら国際社会の 勢力圏協定

持にも従属するものと見なされ、各国家は、自衛のためにそれてきたのである。平和はまた個々の国家の主権や独立の維れてきたのである。平和はまた個々の国家の主権や独立の維えらムそのものの維持に従属する目標と見なされてきた。国家シムテこの意味における平和は、国際社会によって、国家システ

してその他の権利を守るために戦争をする権利があるのだと主張してきた。こうした他の目標に対する平和の従属的地位は、国連憲章に見られる「平和と安全」という表現にもない。自らの独立と、その独立が要求する、国家社会そのものの存続についてもまた然りである。既に述べたように、こうした目的のためならば、各国家は、戦争や戦争による威嚇に訴えることも辞さないのである。既に述べたように、こうした目的のためならば、各国家は、戦争や戦争による威嚇に訴えることも辞さないのである。既に述べたように、こうした目的のためならば、各国家は、戦争や戦争による威嚇に訴えることも辞さないのである。因連憲章がこの二つの語に訴えることも辞さないのである。因連憲章がこの二つの語に訴えることも辞さないのである。と、その場合後者が優先するとは限らないという判断を示すものである。

第四に、国家社会の基本的・第一次的目標には、本章の初めの部分で全ての社会生活の共通目標であるとしたものも含めの部分で全ての社会生活の共通目標であるとしたものも含まれることに注意しなければならない。すなわち、死や身体をの危害をもたらす暴力の制限、約束の遵守、所有権ルールによる占有の安定化といった目標である。

合って自分たちの暴力の独占を維持しようとしており、国家とって表われている。各国家は、国際社会において協力し暴力の制限という目標は、国際社会のうちに様々な形を

以外の他の集団には暴力行使の権利を認めまいとしている。 と言うべしと要求するルールを遵守すると絶えず宣言していて戦うべしと要求するルールを遵守すると絶えず宣言していて戦うべしと要求するルールを遵守すると絶えず宣言していて戦うべしと要求するルールを遵守すると絶えず宣言している。

意は守る] という法理によって救済するのである。 意は守る] という法理によって救済するのである。 意は守る] という法理によって救済するのである。

には、主権の相互承認の盟約に表われている。これによって所有権の相互承認に表われているばかりでなく、より基本的店有の安定化という目標は、国際社会において、各国家の

引き出されたのであった。 民は特定の支配者の財産ないし家産であるという考え方から 実際、国家主権の観念は、 各国家は、互いにそれぞれの管轄範囲を受け入れるのである。 歴史的には、 ある一定の領域と人

それがいかに具現されているかを跡づけることではないので を解説することであって、変化して行く歴史的制度のうちに わち、ここでの関心は、国際秩序という観念が意味するもの り上げていないということも断っておかねばならない。すな るものだけを取り上げているのであり、その「動学」は取 また、この段階の議論では、国際秩序の「静学」と呼びう れられるべきだなどということも、私は何ら主張していない。 国際関係における正しい行動を立法化するものとして受け入 また、これらの目標が、行動のための確固たる基礎として、 いるとか、別の定式化がありえないとかと言うつもりはない。 ・第一次的目標に含まれる。このリストが全てを尽くして 以上各項は、近代国際社会およびその他の国際社会の基本

序である。だが、国家は人間を集団に区分する場合のひとつ ンないし配置という意味を与えたい。国際秩序は国家間の秩 基本的・第一次的諸目標の達成に寄与する人間活動のパター 世界秩序という言葉に、私は、人類全体の間の社会生活の

ドレイ・ブル:世界政治における秩序の概念

のである。 より深い問題、 した問題の根底には、全人類から成る大社会の秩序という、 も集団に区分されている。国家間の秩序について我々が提起 いう集団に区分されている場合でも、人間はまた別の仕方で で人間を集団に区分することも可能である。さらに、 の分け方であるに過ぎず、全く国家を形成しないような仕方 より永続的な重要性を持った問題が存在する

界のそれぞれ特定の部分に秩序をもたらしている様々な政治 システムの単なる総和でしかなかったのである。 在しなかった。一九世紀後半に至るまで、世界秩序とは、世 であった。これに照応する政治システムは、現実には何ら存 るか、自然法の原則の光に照らされて存在する観念上の社会 が間接的に言及してはいたが、それは神の目から見て存在す 全人類から成る大社会には、カノン法や自然法の提唱者たち ぶ単一の政治システムというものは存在したことがなかった。 一九世紀よりも前の人間の歴史全体を通じて、全世界に及

年においてもなお、欧米諸国とその海外属領の内部、 姿を現わした。地球的規模の秩序は、地域的規模の秩序を産 字どおり全地球的な単一の政治システムというものが初めて のの産物でもあるのだった。世界の秩序は、例えば一九〇〇 のではなくなった。それは、世界政治システムと呼びうるも み出している様々な政治システムの単なる総和に過ぎないも しかしながら、一九世紀末期・二〇世紀初頭になると、文 オスマ

政治システムの作動の結果でもあった。

政治システムの作動の結果でもあった。

政治システムの作動の結果でもあったが、サハラから中央アジアの治システムの作動の結果であったが、同時に、いたがは成立していた政治秩序の総和でもあったが、同時に、のアフリカおよびオセアニアの政治システム内部においてそのアフリカおよびオセアニアの政治システム内部においてそのアフリカおよびオセアニアの政治システムの作動の結果でもあった。

球全体に拡大したことであり、 うる程になった主要な原因は、 主義革命に終わる。世界の様々な部分のからまり合いは、 世界の諸地域が、 けるアフリカの分割に終わる。時間的には第一の局面と一部 ルによる テムに転換したことであった。この過程の第一の局面にあっ 互作用が深まり、世界政治システムの存在について十分語り いう形態をとっている。世界の全大陸の政治システム間の相 かに国家のみによってもたらされたものではない。私人や私 カ革命に始まり、 際社会の構成国としての地歩を占めるに至る。 合したり支配したりした。それは一五世紀におけるボルトガ 最初の全地球的政治システムは、全地球的国家システムと ヨーロッパ諸国家は拡大し、 [地理上の] 発見の航海に始まり、 第二の局面では、このように併合され支配された ヨーロッパのコントロールから離脱し、国 現代におけるアジア・アフリカの反植民地 それが地球的次元の国家シス ヨーロッパ国家システムが地 世界のその他の地域を併 それはアメリ 一九世紀にお 確

というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。
というそれであった。

したある別の形態にその地位を譲れば世界秩序はよりよく達 う。問題は、そうした他の形態による方が世界秩序はよりよ 序は、他の形態の普遍的政治組織によっても達成可能である を譲りつつあるのかどうかという問題、 然である。本研究の第三部 その上、将来は過去に存在したのとは異なった新しい という形態は、むしろ例外であって原則ではないのである。 かった。広大な人間の歴史においては、実際、 く達成されるのかどうかである。 部分であるに過ぎないような世界政治システムが現在出現し をとっているものの という形態をとっているものの、あるいは主としてその形能 の国家システムは何か別の形態の普遍的政治組織にその地位 普遍的政治組織が創り出されるかも知れないと考えるのは自 つつあるという主張を展開する)、一般的に言って、 だが、今日存在している世界政治システムは国家システム 過去に存在した際には地球大の規模にまで至ることはな (後に、 [世界秩序への別の道]で、 国家システムはその単なる一 他の形態の普遍的政治組織 国家システムがそう 国家システム

たい。

ここでは、本研究においては世界秩序は国際秩序とは別の何物かを意味しているのだということを強調しておけば足りる。人類全体の間の秩序とは、諸国家間の秩序よりも広い何あかである。それは、後者に比べてより基礎的・より根源的なものであり、しかも、道義的に後者に優先するものと言わなものであり、しかも、道義的に後者に優先するものと言わなければならない。

世界秩序は国際秩序よりも広い。前者を説明するためには、国規模の秩序で地方規模の秩序をも扱わなければならないさらには国家システムはその単なる一部分であるに過ぎないさらには国家システムはその単なる一部分であるに過ぎないより広い世界政治システムの秩序をも扱わなければならないし、

世界秩序は国際秩序に比べてより基礎的であり、より根源的である。全人類から成る大社会の究極の単位は、国家ではなく(また民族でも、部族でも、帝国でも、階級でも、政党でもなく)、人間個々人だからである。個々人が永遠不滅党でもなく)、人間個々人だからである。個々人が永遠不滅党ではない。国際関係の現状においては、個々人はあれこれのではない。国際関係の現状においては、個々人はあれこれのではない。国際関係の現状においては、個々人はあれこれのではない。国際関係の現状においても、間々人が永遠不滅党でもない。国際秩序に比べてより基礎的であり、より根源

原注

- (1) Augustine. The City of God, bk xix, ch.xiii (Everyman's Library, 1950) p. 249. [松田禎二・岡野昌雄・泉治典訳『アウグスティヌス著作集15 「神の国」 (5) 教文館、一九八三年、六二頁]
- Concept of Law (Oxford: Clarendon Press, 1961) についてのH・L・A・ハートの説明を参照。The についてのH・L・A・ハートの説明を参照。The

- カ七六年、二一七頁] ウ. 194. [矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房、一
- (3) 国際関係をパワー間関係の特殊ケースとみなす試みとして、Arthur Lee Burns, Of Powers and Their Politics: A Critique of Theoretical Approaches (Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1968) を参照。
- (4) Raymond Aron, Peace and War: A Theory of International Relations (London: Weidenfeld & Nicolson, 1966) p. 94.
- (15) Martin Wight, Systems of States (Leicester University Press and London School of Economics, 1977) ch.1 砂線館?
- (6) 同上。
- (7) とりわけ、System and Process in International Politics (New York: Wiley, 1957) を参照。
- (8) カプランの定義によれば、行為システムとは、「きわめて緊密に関連しあっていて環境とは対比される一連の変数」であり、その関連の緊密さゆえに、「それら変数間の内部関係およびそれら一連の変数と外部の様々な一連の変数との間の外部関係が、記述可能な行様々な一連の変数との間の外部関係が、記述可能な行様々な一連の変数との間の外部関係が、記述可能な行動の規則性によって性格づけられているもの」である。同上、p.4.

- (9) この点は、Martin Wight, Systems of States に負う。
- (至) A. H. L. Heeren, A Manual of the History of the Political System of Europe and its Colonies, Göttingen, 1809, (Oxford: Talboys, 1834) Vol.1, p. v 和常語:
- (11) 注8参照。
- (22) Heeren, Manual, pp. vii-viii.

訳注

(1)

- 用に従いカタカナ表記とする。 用に従いカタカナ表記とする。 用に従いカタカナ表記とする。 用に従いカタカナ表記とする。 用に従いカタカナ表記とする。
- ② 通常は、三晉が韓・魏・趙三国として自立し諸侯に列時代と呼んでいる。
- (3) アロンの国際システムの定義そのものは、「相互に規則的な関係を維持しており、いずれも全面戦争に巻き込つの総。体」というものである。

者リエント諸国間の関係が発展した。 書)に記されている時代の意。エジプト新王国を中心に すりエント遺跡から発見された古文書 (世界最古の外交文

- (5) ルソーは「サン=ピエール師の永久平和論抜粋」(一七六一年刊)の中で、「ヨーロッパの全ての強国は、互いの間で一種のシステムを形成している」と述べている。 (Euvres complètes, tom.III (Paris: Gallimard, 1964). p. 565. ネッテルブラット (Daniel Nettelbladt, 一七一九一一七九一) は、プロイセンの自然法学者。「自然法体系」等の著書がある。諸国民から成る社会をsystema gentium (諸国民のシステム) と呼んだ。
- (6) Friedrich] Ancillon. 一七六九—一八三七) は、プロイ 史学派の先駆者の一人と目されているドイツの歴史家。 セン皇太子の教育掛、 その著作は反フランス革命、反ナポレオン的主張で知ら Hermann Ludwig Heeren, |七六〇— | 八四二) は、 フランスからベルリンに逃れてきた。 祖父(同じく歴史家) れる。アンション (Jean Pierre Frédéric [Johann Peter 政府に仕えた政治家。メッテルニッヒ体制実現の協力者 八〇一年以降ゲッティンゲン大学教授。後出の著書は ゲンツ (Friedrich von Gentz, 一七六四—一八三二) プロイセン政府・(一八〇二年以降) オーストリア の代に、ナント勅令の廃止により 外相を務めたドイツの歴史家。曾 くーレン (Arnolo

- 制度と植民史を概観している。一五世紀末から一八世紀末に至るヨーロッパ諸国の国家
- (7) 隣保同盟(アンフィクティオニア)は、古代ギリシアの諸種族・ポリスが神殿と祭祀を中心として結合した相互保全の同盟。最も有名なのは、デルフォイのアポロン神殿を中心としたそれである。外地代表人(プロクセノイ、単数形はプロクセノス)は、別のポリスから依頼を受けて、そのボリスの市民たちが、自らの居住するポリスにやって来た際に援助し保護する役割を担った特定の市民。前者のボリスから一定の特権を与えられた。しかし、近代の外交官とは異なってポリス間の外交問題をめぐる交渉を行なったわけではなく、そのような必要のある時には、別途、使節が派遣された。「権益代表」の訳
- (8) ソコトはナイジェリア北西部の都市、またそこにあった。カバカはその王のこと。

